

京都市告示第168号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和3年6月7日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
渡辺 一貴	コロコロ鍼灸整骨院 三条院	東山区大橋町107-1	令和3年5月18日
熊谷 力也	やどりぎ整骨院	山科区音羽野田町27-7	令和3年2月22日
古田 乃也	なごみ整骨院	下京区西七条南衣田町66	令和3年4月28日
茨木 学	フレアス在宅マッサージ京都右京区施術所	右京区嵯峨明星町22番地 コーポ車折202	令和3年5月17日
水光 豪太	フレアス在宅マッサージ京都右京区施術所	右京区嵯峨明星町22番地 コーポ車折202	令和3年5月1日
田原 一樹	田原夢一治療院	西京区大枝沓掛町2-18	令和3年5月10日
児玉 純子	西河鍼灸整骨院	西京区下津林大般若町180番地 ロイヤルシティ桂1F	令和3年5月10日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)